# 鹿児島県土木部における
# 総合評価落札方式の手引き

## 【トンネル工事（WTO対象） 試行版】

## ＜公表版＞

令和7年8月

鹿児島県土木部監理課

【 目　次 】

**１　総合評価落札方式の概要**

１－１　総合評価落札方式の実施に至る経緯 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ １
１－１－１　背景と方策
１－１－２　品確法の成立
１－１－３　品確法の目的
１－１－４　効果
１－１－５　評価方式の選択
１－１－６　トンネル工事における総合評価の方法

１－２ 総合評価落札方式による発注手続の流れ
１－２－１　実施手順（フロー図） ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ ３

**２　総合評価の実施手順とポイント**

２－１　簡易型の審査・評価
２－１－１　トンネル工事（WTO対象）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ ４

# １　総合評価落札方式の概要

## １－１　総合評価落札方式の実施に至る経緯

１－１－１　　背景と方策
１－１－２　　品確法の成立
１－１－３　　品確法の目的
１－１－４　　効果
１－１－５　　評価方式の選択
１－１－６　　鹿児島県における総合評価の方法

# 総合評価落札方式の手引き

## 1　総合評価落札方式の概要

### １－１　総合評価落札方式の実施に至る経緯

#### １－１－１　背景と方策

公共工事の入札においては，これまで最低制限価格以上の最低の価格で応札した者を落札決定者としていたが，近年の公共工事の縮小等に伴い低価格による入札が増加したため，品質の低下や下請業者等への賃金のしわ寄せ等が懸念される事態となった。

#### １－１－２　品確法の成立

このような状況から，議員立法により「公共工事の品質確保の促進に関する法律（品確法）」が成立し，平成17年4月2日に施行された。

#### １－１－３　品確法の目的

品確法では公共工事の品質の確保を図るため，目的として

〇 公共工事の品質確保に関する基本理念および発注者の責務の明確化
〇「価格のみの競争」から「価格と品質で総合的に優れた調達」への転換⇒「総合評価方式」
〇発注者をサポートする仕組みの明確化

が掲げられている。

#### １－１－４　効果

① ペーパーカンパニー等の不良・不適格業者が排除され，技術と経営に優れた企業が伸びることのできる環境が整備される。

② 施工不良の未然防止，工事目的物の性能が向上することによる長寿命化，工期短縮等の施工の効率化等による総合的なコストの縮減が図られる。

③ 価格以外の要素が考慮された競争が行われることで，談合が行われにくい環境整備が期待される。

#### １－１－５　評価方式の選択

①従来の発注方式

標準的な設計，施工方法に基づき最も低い「価格」を提案したものを落札者とする方式。

②総合評価落札方式

価格及び価格以外の技術的な要素を評価の対象とし，価格と技術の両面から最も優れた者を落札者とする方式。

なお，工事の特性等に応じて，特別簡易型，簡易型，標準型のいずれかの方式を選択する。

【特別簡易型】

技術的な工夫の余地が小さい一般的な工事において，簡易な施工計画を要件とせず，表彰実績や工事成績等を評価する方式。

【簡易型】

技術的な工夫の余地が小さい一般的な工事において，特定のテーマに関する簡易な施工計画のほか，表彰実績等を評価する方式。

【標準型】

技術的な工夫の余地が大きい工事において，施工上の工夫等の技術提案や施工計画，表彰実績等を評価する方式。

１－１－６　鹿児島県における総合評価の方法

技術資料を提出した者に対して標準点を与え，さらにあらかじめ設定した評価項目について基準に従って評価を行い，０点～１２点の範囲で加算点を加えたものを技術評価点とし，技術評価点を入札価格で除した値を評価値とする。

評価値＝技術評価点／入札価格×定数
　　＝（標準点＋加算点）／入札価格×１００，０００，０００

（評価値）　価格評価点と価格以外の評価点（技術評価点）を総合した評価点。
※少数４位まで（小数５位四捨五入）

（標準点）　技術資料を提出し，入札に参加した者全てに与えられる点数。
鹿児島県低入札価格調査実施要領（平成８年11月１日施行）第３条に定める調査基準価格以上の入札価格で入札した者には100点，調査基準価格を下回る入札価格で入札した者には70点を与える。

（加算点）　入札参加希望者から提出された技術資料等（工事実績等）から価格以外の要素を評価し点数化したもの（１２点満点）

＜落札者決定のイメージ＞

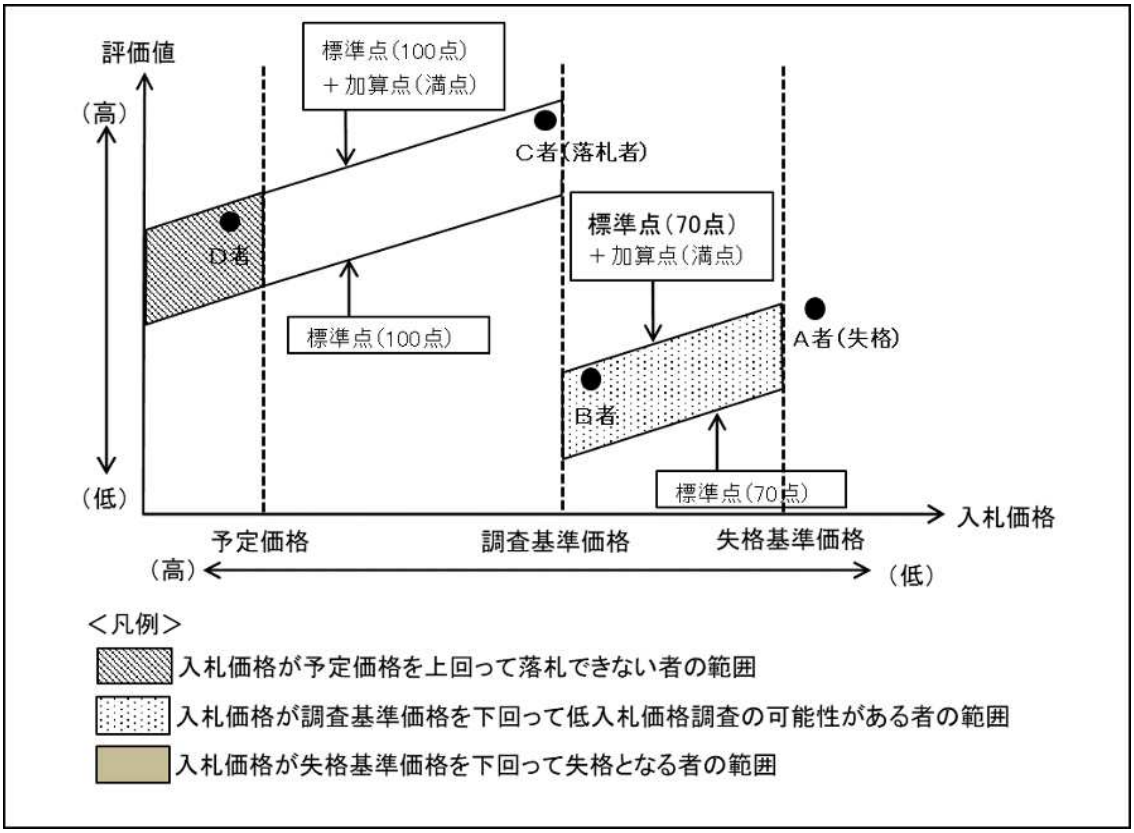

# １　総合評価落札方式の概要

## １－２　総合評価落札方式による発注手続の流れ

### １－２－１　　実施手順（フロー図）

1－2　総合評価落札方式による発注手続の流れ

1－2－1　実施手順（フロー図）

## トンネル工事（WTO対象）における総合評価落札方式(簡易型)の手続きフロー
## 〈一般競争入札 事前審査型〉

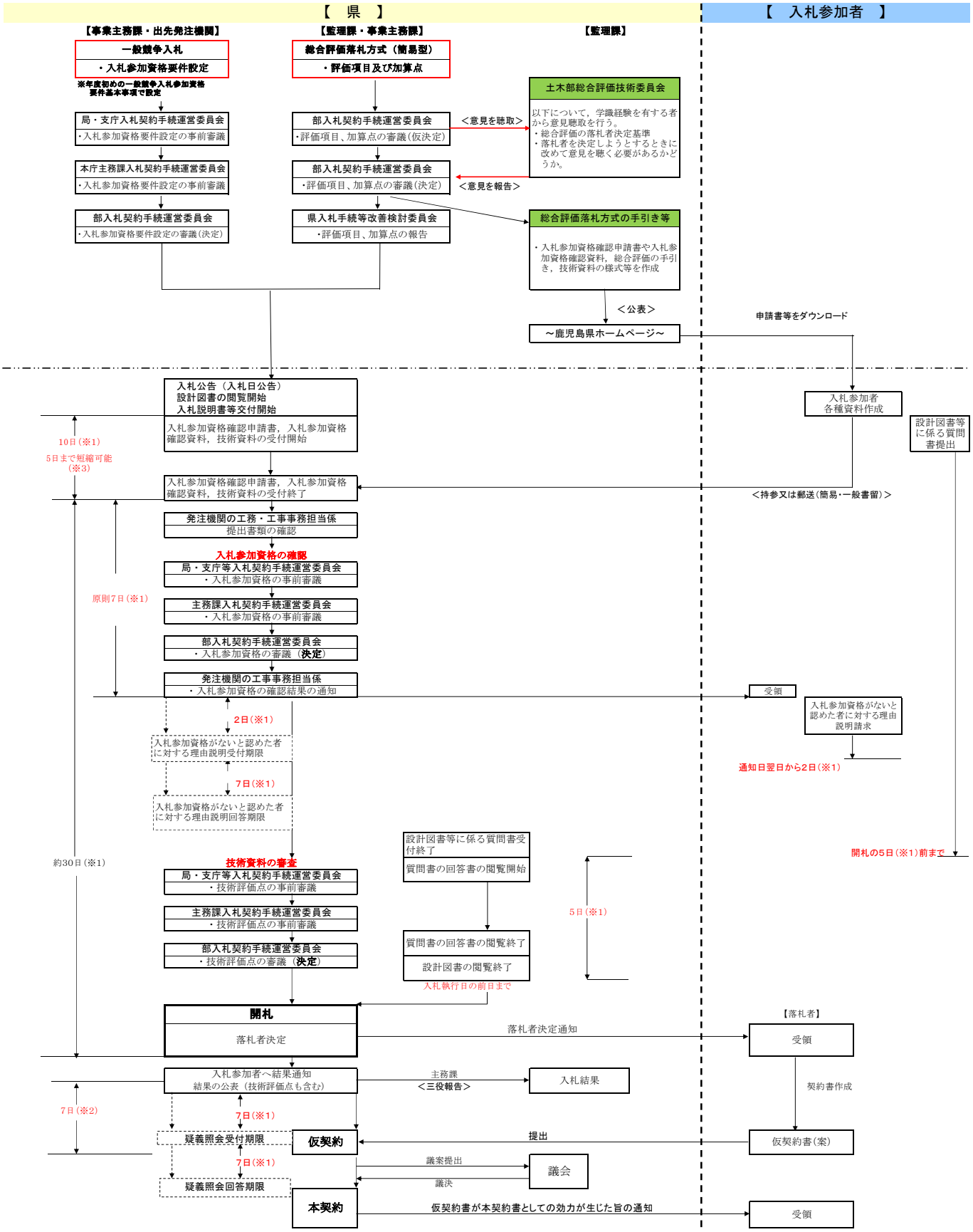


※1　土日，休日を除く

※2　落札者の契約書提出期限

※3　主務課と協議のこと**(但し，原則，短縮しないこと)**

・入札参加資格確認申請書，入札参加資格確認資料，技術資料の受付期間の短縮事例（補正の年度末発注分を早期契約するため，閲覧期間を短縮して発注する場合等）

# ２　総合評価の実施手順とポイント

## ２－１　　簡易型の審査・評価

### ２－１－１　　トンネル工事（ＷＴＯ対象）

## 令和7年度　総合評価落札方式（簡易型）における 評価項目，加算点及び評価基準

別表　　◇トンネル工事（WTO対象）

| 評価項目及び加算点 | | | 評価基準 | 提出様式<br>※添付書類別紙のとおり |
|---|---|---|---|---|
| 技術<br>提案<br>8．0点 | **簡易な施工計画書**<br>① 施工上の課題に対する技術的所見　（4.0点）<br>② 施工上配慮すべき事項　（4.0点）<br>※ 案件ごとに設定<br>※ 2つの課題毎に最大3提案とし，審査点は1提案最大3.0点とする。<br>（審査点最大 2課題×3提案×3.0点）<br>※ 技術評価点（1課題）＝審査点／9点×4.0点<br>小数点以下第3位を四捨五入<br>※ 具体的な評価基準は案件毎に設定 | （ 8.00 ～ 0.00 点） | 発注者が指定した内容（課題①）について，現場特有の施工上の課題を正しく理解しているか。また，課題に対する対策の手法が，トンネル技術に精通した知識と経験に基づき計画されているか等について審査する。 | ・①［様式１－１］ |
| | | | 発注者が指定した内容（課題②）について，現場特有の施工上配慮すべき事項を正しく理解しているか。また，配慮する事項に対する対策の手法が，トンネル技術に精通した知識と経験に基づき計画されているか等について審査する。 | ・②［様式１－２］ |
| 地域<br>貢献度<br>上限<br>4．0点 | **代表者以外の構成員の主たる営業所の所在**<br>（１）工事箇所の所在する振興局管内に主たる営業所を有する者　（2．0点）<br>（２）鹿児島県内に主たる営業所を有する者　（1．0点）<br>（３）⑴及び⑵以外　（0．0点） | （ 4.0 ～ 0.0 点） | 代表者以外の構成員の各者について，県内又は管内に主たる営業所を有する者であるか。<br>※上限は4.0点<br>※代表者以外の構成員の各者のみを評価対象とする。<br>※入札参加申込書の提出期限の日に設置されている営業所を対象とする。 | ・［様式2］ |
| 合　計 | | 12.00　点 | | |

# 総合評価落札方式技術資料申請書様式

## １ 配付資料

（１）技術資料の提出様式及び添付書類一覧　　１枚

（２）総合評価落札方式技術資料申請書（様式・作成要領含む）　　１式（５枚綴り）

## ２ 総合評価落札方式技術資料の提出

（１）提出方法　持参又は、郵送（一般、簡易書留）により送付すること。

（２）提出部数　１部

※　提出様式１－１及び１－２については電子媒体（ＣＤ）も提出すること。

（３）受付期間　入札公告等参照

（４）受付時間　午前８時３０分から午後５時１５分まで

（５）受付場所　入札公告等参照

## ３ その他

（１）申請書等の編綴について

綴じずにクリップ留め等の状態とし，添付書類は申請書鏡の『１．提出資料』の順に，関連様式の後ろに添付すること。

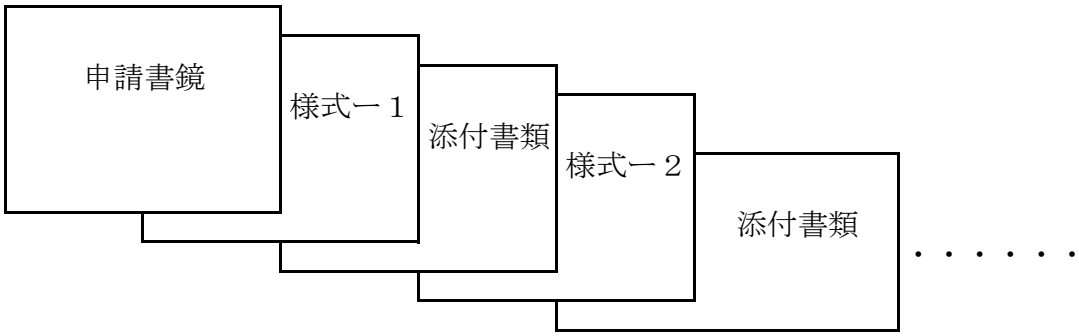


（２）技術資料の作成方法について

技術資料については，上記「１　配付資料」に基づき作成すること。

（３）提出資料の修正等について

技術資料提出後における資料の修正は，技術資料提出期間に限り認めるものとする。

また，技術資料に不明な点がある場合，発注者が確認を行い追加資料を求める場合がある。（但し，新たな評価対象となる項目の追加資料の意味ではない）

# 技術資料の提出様式及び添付書類一覧

■ *実績の有無に限らず［提出様式］は提出必須*

◇トンネル工事(WTO対象)

| 評価項目 | | 提出様式（必須） | 実績を有する場合の添付書類(◎：必須，※：必要に応じ) |
|---|---|---|---|
| 技術提案 | 施工上の課題に対する技術的所見 | ［提出様式1－1］ | 添付書類なし |
| | 施工上配慮すべき事項 | ［提出様式1－2］ | 添付書類なし |
| 地域貢献度 | 代表者以外の構成員の主たる営業所の所在 | ［提出様式2］ | ◎建設業許可申請書の表紙及び営業所一覧の写し又は，「営業所の変更（新設）届出書」の写し<br>上記は，いずれも公告日以前のうち直近のもの。 |

注）１．書類は全てＡ４サイズで作成すること。

２．各様式はパソコン等で作成すること。

３．記載内容及び添付資料に疑義が生じた場合，発注者から確認を行うことがある。

# 総合評価落札方式技術資料申請書

年　　月　　日

（契約担当者）　　殿

（ 代表者名 ）　住　　所
商号又は名称
代　表　者　　印
［ 許可番号：　　－　　］

（代表者以外の構成員名）　住　　所
商号又は名称
代　表　者　　印
［ 許可番号：　　－　　］

（代表者以外の構成員名）　住　　所
商号又は名称
代　表　者　　印
［ 許可番号：　　－　　］

（代表者以外の構成員名）　住　　所
商号又は名称
代　表　者　　印
［ 許可番号：　　－　　］

## 総合評価落札方式技術資料申請書の提出について

（例）〇〇〇〇〇〇工事（〇〇トンネル）　　の技術資料を提出します。
添付の様式及び資料の内容については，事実と相違ないことを誓約します。
また，本入札においては，入札金額とともに本技術資料をもって入札することを誓約します。
提出した技術資料の内容に虚偽が認められた場合，入札無効となっても異議はありません。
なお，提出資料及び問い合わせ先は下記のとおりです。

記

１．提出資料

| 提出様式【必須】 | 評価項目 | |
|---|---|---|
| ［提出様式1－1］ | 技術提案<br>(簡易な施工計画書) | 施工上の課題に対する技術的所見 |
| ［提出様式1－2］ | | 施工上配慮すべき事項 |
| ［提出様式2］ | 地域貢献度 | 代表者以外の構成員の主たる営業所の所在 |

２．問い合わせ先

担 当 者　：　　（所属企業名：　　）
電話番号　：

［提出様式１－１］

工事名：（例）○○○○○○工事（○○トンネル）

【簡易な施工計画書】

施工上の課題に対する技術的所見

| | | | | |
|---|---|---|---|---|
| ＪＶ名 | | （例）●・●・●特定建設工事共同企業体 | 文字数（300文字/1提案以内） | |
| 課題① | | （入札公告資料に記載） | | |
| 設定理由 | | （入札公告資料に記載） | | |
| （例）提案1 | 課題 | | 0 | 0 |
| | 手法 | | 0 | |
| | 効果 | | 0 | |
| | 図表 | | | |

［提出様式１－２］

工事名：（例）○○○○○○工事（○○トンネル）

【簡易な施工計画書】

施工上配慮すべき事項

| | | | | |
|---|---|---|---|---|
| ＪＶ名 | | （例）●・●・●特定建設工事共同企業体 | 文字数（300文字/1提案以内） | |
| 課題② | | （入札公告資料に記載） | | |
| 設定理由 | | （入札公告資料に記載） | | |
| （例）提案1 | 課題 | | 0 | 0 |
| | 手法 | | 0 | |
| | 効果 | | 0 | |
| | 図表 | | | |

# 簡易な施工計画に係る作成要領（令和７年度）

## １　作成要領

(1)　別表に示す課題（２件）について，それぞれ提出様式１－１及び１－２に記載すること。

(2)　工事や現場の条件から課題を抽出し，具体的な手法及びその効果を手法毎に記載すること。

(3)　手法の欄には，要因及び対策（必要に応じて，場所，工法，数量，時期）を，具体的に記載すること。

(4)　手法に記載した内容を補完する図表，写真，文献等の抜粋（以下「図表等」という。）は，必要に応じて提出様式内の図表枠内に添付してもよい。

ただし，図表枠に記載した文章については，評価の対象としない。

図表等は標準的なプリンター（300dpi 程度）印刷で明確に判読できるものとし，提案毎に添付する。判読できない資料は評価の対象としない。

(5)　文字はMSゴシックとし，文字サイズは10ポイントとする。

(6)　各提出様式の字数は，全角，半角にかかわらず，句読点，数字，記号，スペース，改行を含み，１提案について300字以内とする。

**記入方法（記入例）**

**（課題）　覆工コンクリートの品質確保＜13字＞**

**（手法）　トンネル覆工コンクリートの打継ぎ部におけるひび割れ・充填不足は，将来的な漏水・剥離の原因となるため，覆工コンクリートの水密性の向上を目的に，箱抜き部の型枠には〇〇を使用し，コンクリートは△△で充填を行う。＜102字＞**

**（効果）　〇〇材の使用及び△△による充填で水密効果が期待できる。＜27字＞**

**［合計］142字≦300字**

## ２　審査

(1)　提案本文が規定文字数を超過した場合，審査対象外とする。

(2)　評価しないもの

- 技術テーマの設定理由の趣旨を逸脱すると判断した場合。
- 一般論や抽象的な内容のみで，具体的な対策の記載が無い場合。
  *例：「原則として…」「必要に応じ…する」「極力」「注意を払う」等*
- 内容に対し，履行するのか不明確であると判断した場合。
  *例：「〇〇が確認された場合は，××により対策を行う」等*
- 単に品質管理の頻度を増やしたり，又は，出来形の基準を厳しくしたりするなど，現場の生産性向上に繋がらないと判断した場合。
  - 提案内容が重複すると判断された場合の２つ目以降の手法。

## ３　提出方法

(1)　紙媒体１部に加え，電子媒体（CD）１部を提出すること。

(2)　電子媒体については，Excelファイル（配布様式と同じ形式）とする。

(3)　電子媒体（CD）には，工事名及び特定建設工事共同企業体の名称を記載すること。

(4)　Excelファイルの名称は，特定建設工事共同企業体の名称とし，同一のファイルが複数となる場合，ファイル末尾に番号を付すこと。

## ４　様式ファイル

(1)　様式ファイルの書式（列幅，行幅，数式）は変更しないこと。

(2)　提案数（１課題につき最大３提案）に応じてシートを追加すること。

［提出様式２］

| | |
|---|---|
| 工　事　名： | （例）○○○工事（○○トンネル） |
| ＪＶ企業名： | （例）○・○・○特定建設工事共同企業体 |
| 代表者名： | |
| （評価対象）　代表者以外の構成員①名： | |
| （評価対象）　代表者以外の構成員②名： | |
| （評価対象）　代表者以外の構成員③名： | |

# 【地域貢献度】

## 代表者以外の構成員の主たる営業所の所在

| 評価対象 | 代表者以外の構成員①<br>※必ず記載 | 代表者以外の構成員②<br>※必ず記載 | 代表者以外の構成員③<br>※必ず記載 |
|---|---|---|---|
| (1)　工事箇所の所在する振興局管内に主たる営業所を有する者 | | | （例）○ |
| (2)　鹿児島県内に主たる営業所を有する者 | | （例）○ | |
| (3)　(1)及び(2)以外 | （例）○ | | |

注）１．**当該入札に参加する<u>代表者以外の構成員の各者のみ</u>を評価対象とする。**

２．(1)，(2)，(3)のいずれか該当するものに「○」を記載すること。

３．代表者以外の構成員全員について，次の資料を提出すること。（提出必須）

・建設業許可申請書の表紙及び営業所一覧（別紙二（１）又は別紙二（２））の写し（直近のもの）又は，「営業所の変更（新設）届出書」（様式第二十二号の二　第一面及び第二面）の写し（直近のもの）

※ここでの直近のものとは，公告日以前のうち直近のものとする。

４．入札参加申込書の提出期限の日に設置されている営業所を対象とする。